

登別市議会の会派に関する要綱

(会派の結成等)

- 第1条 会派とは、市政発展のため議会内に結成された政策目標を同じくする者の集りをいう。
- 2 登別市議会議員（以下「議員」という。）は、会派を結成することができる。
 - 3 会派を結成しようとするときは、会派結成届（別記様式第1号）を議長に提出しなければならない。
 - 4 前項の会派結成届の提出があった日を会派が結成された日とする。
 - 5 議員は、複数の会派に所属することはできない。
 - 6 議員は、1人でも会派を結成することができる。

(会派の異動届等)

- 第2条 会派の代表者は、前条の届出事項に異動が生じたときには、会派異動届（別記様式第2号）を議長に提出しなければならない。
- 2 会派の代表者は、会派を解散したときには、会派解散届（別記様式第3号）を議長に提出しなければならない。

(議会運営上の交渉団体)

- 第3条 議会運営上にあつては、2名以上の所属議員を有する会派を交渉団体とする。

附 則（平成13年議会要綱第2号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年5月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に登別市議会申し合わせ事項（以下「申し合わせ事項」という。）により結成されている会派については、第1条第3項の届出があったものとみなす。この場合において、申し合わせ事項による会派結成届中「会計責任者」とあるのは「経理責任者」と読み替えるものとする。

別記様式第1号（第1条関係）

年 月 日

登別市議会議長

様

会 派 名

代表者氏名

印

会 派 結 成 届

登別市議会の会派に関する要綱第1条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

会派の名称		
代表者氏名		
幹事長氏名		
経理責任者氏名		
所属議員氏名 (全員の氏名)		
所属議員数	名	

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日

登別市議会議長

様

会 派 名
代表者氏名

印

会 派 異 動 届

登別市議会の会派に関する要綱第2条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者氏名			
幹事長氏名			
経理責任者氏名			
所属議員氏名			
所属議員数	名	名	

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

登別市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

印

会 派 解 散 届

登別市議会の会派に関する要綱第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

解散会派の名称	
会派の解散年月日	年 月 日